

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（案）新旧対照表

平成 25 年 2 月 19 日
福岡県公安委員会規則第 1 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 3 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 条例第 4 条第 1 号から第 7 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(ウ) <u>成年被後见人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>オ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 3 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 条例第 4 条第 1 号から第 8 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(ウ) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>オ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類</p>

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 役員等に係る条例第4条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ (略)

(2) (略)

第5条 (略)

【追加】

第6条～第12条 (略)

【追加】

第13条～様式第15号 (略)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 役員等に係る条例第4条第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ (略)

(2) (略)

第5条 (略)

(心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者)

第5条の2 条例第4条第7号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障がいにより風俗案内業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第6条～第12条 (略)

(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第12条の2 条例第14条第3項第3号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障がいにより管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第13条～様式第15号 (略)